

岩手県告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
イオン薬局一関店	一関市山目字泥田89番地1	平成23年3月1日
医療法人社団徳心会花城循環器クリニック	花巻市花城町142番地5	平成23年4月1日
訪問看護ステーションゆとりが丘	岩手郡滝沢村滝沢字土沢558番地	〃
あすみのクリニック	岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢479番地2	〃
ハーブ薬局	上閉伊郡大槌町新町305番11号	〃
おだしま歯科クリニック	北上市九年橋三丁目18番15号	〃
大槌おおのクリニック	上閉伊郡大槌町新町8番10号	平成23年4月11日